

令和7年2月21日提出

令和7年3月那須塩原市議会
定例会議議案

那須塩原市

令和7年3月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
同意第1号	那須塩原市公平委員会委員の選任について	総務部
同意第2号	那須塩原市教育委員会委員の任命について	総務部
同意第3号	人権擁護委員の候補者の推薦について	市民生活部
議案第1号	那須塩原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	保健福祉部
議案第2号	那須塩原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	保健福祉部
議案第3号	那須塩原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について	保健福祉部
議案第4号	那須塩原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	保健福祉部
議案第5号	那須塩原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	保健福祉部
議案第6号	那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	企画部
議案第7号	那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	総務部
議案第8号	那須塩原市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部改正について	総務部
議案第9号	那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について	保健福祉部
議案第10号	那須塩原市手数料条例等の一部改正について	建設部
議案第11号	那須塩原市健康長寿センター条例の一部改正について	保健福祉部
議案第12号	那須塩原市国民健康保険条例の一部改正について	保健福祉部
議案第13号	那須塩原市介護保険条例の一部改正について	保健福祉部
議案第14号	那須塩原市環境基本条例の一部改正について	環境戦略部
議案第15号	那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について	環境戦略部
議案第16号	空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	建設部
議案第17号	那須塩原市企業立地審議会条例の廃止について	産業観光部
議案第18号	令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）	総務部
議案第19号	令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	保健福祉部
議案第20号	令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	保健福祉部
議案第21号	令和6年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第4号）	保健福祉部
議案第22号	令和6年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第3号）	産業観光部
議案第23号	令和6年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第4号）	上下水道部
議案第24号	令和6年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第3号）	上下水道部
議案第25号	令和7年度那須塩原市一般会計予算	総務部
議案第26号	令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算	保健福祉部

議案第27号	令和7年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算	保健福祉部
議案第28号	令和7年度那須塩原市介護保険特別会計予算	保健福祉部
議案第29号	令和7年度那須塩原市温泉事業特別会計予算	産業観光部
議案第30号	令和7年度那須塩原市墓地事業特別会計予算	環境戦略部
議案第31号	令和7年度那須塩原市水道事業会計予算	上下水道部
議案第32号	令和7年度那須塩原市下水道事業会計予算	上下水道部
議案第33号	損害賠償の額の決定及び和解について	産業観光部
議案第34号	那須塩原市DX推進戦略について	企画部
議案第35号	第3期那須塩原市子ども・子育て未来プランー那須塩原市こども計画ー について	子ども未来部
議案第36号	那須塩原市都市計画マスタープランについて	建設部
報告第1号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	総務部
報告第2号	専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕	建設部

同意 第1号

那須塩原市公平委員会委員の選任について

次の者を那須塩原市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

住 所

氏 名 阿美 豊

生年月日

住 所

氏 名 伴内 照和

生年月日

住 所

氏 名 潮田 賢治

生年月日

同意 第2号

那須塩原市教育委員会委員の任命について

次の者を那須塩原市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

住 所

氏 名 大澤 真弓

生年月日

同意 第3号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

住 所

氏 名 鈴木 幸江

生年月日

議案 第1号

那須塩原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

上記議案を提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項（法第78条の12において準用する介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第35条の6の規定により読み替えて適用される法第70条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第4項第1号、第78条の2の2第1項並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

(指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員)

第3条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

(指定地域密着型サービス事業者の指定を受けられることができる者)

第4条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第5条 法第78条の2の2第1項並びに第78条の4第1項及び第2項に規定する条例で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条から第18条までに定めるもののほか、基準省令の定めるところによる。

(指定地域密着型サービスの提供に関する記録の整備)

第6条 前条において、基準省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項(第37条の3において準用する場合を含む。)、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項(第169条において準用する場合を含む。))及び第181条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)

第7条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本方針)

第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活

上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

(夜間対応型訪問介護の基本方針)

第9条 指定夜間対応型訪問介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。

(地域密着型通所介護の基本方針)

第10条 指定地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(指定療養通所介護の基本方針)

第11条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者等との密接な連携に努めなければならない。

(認知症対応型通所介護の基本方針)

第12条 指定認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態に

ある者を除く。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(小規模多機能型居宅介護の基本方針)

第13条 指定小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(認知症対応型共同生活介護の基本方針)

第14条 指定認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、法第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(地域密着型特定施設入居者生活介護の基本方針)

第15条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者が指定地域密着型特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基本方針)

第16条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う指定地域

密着型介護老人福祉施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針)

第17条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニット（少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室により一体的に構成される場所をいう。）において入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(看護小規模多機能型居宅介護の基本方針)

第18条 指定看護小規模多機能型居宅介護（法第8条第23項第1号に規定する複合型サービスをいう。）の事業は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第13条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏ま

えて行うものでなければならない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案 第2号

那須塩原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

上記議案を提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の12第2項第1号（法第115条の21において準用する介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の13の規定により読み替えて適用される法第70条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。

以下「基準省令」という。)において使用する用語の例による。

(地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けることができる者)

第3条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等)

第4条 法第115条の14第1項及び第2項に規定する条例で定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条から第9条までに定めるもののほか、基準省令の定めるところによる。

(指定地域密着型介護予防サービスの提供に関する記録の整備)

第5条 前条において、基準省令第40条第2項、第63条第2項、第84条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

第6条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(介護予防認知症対応型通所介護の基本方針)

第7条 指定介護予防認知症対応型通所介護の事業は、その認知症である利用者

(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図

り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(介護予防小規模多機能型居宅介護の基本方針)

第8条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(介護予防認知症対応型共同生活介護の基本方針)

第9条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限り法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案 第3号

那須塩原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について

上記議案を提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第5項の規定に基づき、地域包括支援センターが包括的支援事業（以下「事業」という。）を実施するために必要な基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 地域包括支援センターの設置者は、事業を実施するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 次条第1項に掲げる職員が協働して事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにすること。
- (2) 那須塩原市地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成1

1年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下「地域包括運営協議会」という。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

(職員に係る基準及び当該職員の員数)

第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(地域包括運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員(介護支援専門員であって、省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者(当該研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過した者)にあっては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)をいう。)その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地域包括運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担当する区域における 第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人 未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人 以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人 以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案 第4号

那須塩原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

上記議案を提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号（法第115条の31において準用する介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の14の規定により読み替えて適用される法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

(指定介護予防支援事業者の指定を受けることができる者)

第3条 法第115条の2第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人とする。

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等)

第4条 法第59条第1項第1号及び第115条の2第1項及び第2項に規定する条例で定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、基準省令の定めるところによる。

(指定介護予防支援の提供に関する記録の整備)

第5条 前条において、基準省令第28条第2項(第32条の規定において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(基本方針)

第6条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に依りて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案 第5号

那須塩原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

上記議案を提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

(指定居宅介護支援事業者の指定を受けられることができる者)

第3条 法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。

(指定居宅介護支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 法第47条第1項第1号並びに法第81条第1項及び第2項に規定する条

例で定める指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等は、基準省令の定めるところによるものとする。

(指定居宅介護支援の提供に関する記録の整備)

第5条 前条において、基準省令第29条第2項(第30条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(基本方針)

第6条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行わなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

7 前各項の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案 第6号

那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年那須塩原市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案 第7号

那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年那須塩原市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

議案 第8号

那須塩原市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市職員の寒冷地手当の支給に関する条例（平成17年那須塩原市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条中「であって市規則で定める区域に居住するもの（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年那須塩原市条例第32号）第4条の規定により採用された短時間勤務職員を除く。」を「（常時勤務に服する職員及び地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員に限る。」に改める。

第3条第1項の表中「17,800円」を「19,800円」に、「10,200円」を「11,400円」に、「7,360円」を「8,200円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

議案 第9号

那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那須塩原市国民健康保険税条例（平成17年那須塩原市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書及び第23条第1項中「22万円」を「24万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の那須塩原市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案 第10号

那須塩原市手数料条例等の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市手数料条例等の一部を改正する条例

(那須塩原市手数料条例の一部改正)

第1条 那須塩原市手数料条例(平成17年那須塩原市条例第67号)の一部を次のように改正する。

別表第1申請手数料の項中「建築物の確認」を「建築物の確認(計画通知を含む。)」に、「

15,000
23,000
37,000
」を「
16,000
28,000
43,000
」に、「

※確認を受けた建築物の計画の変更の場合及び建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更の場合は、変更、移転、修繕、模様替等に係る床面積の2分の1（床面積を増加する部分にあっては、増加する部分の床面積）を床面積とする。

」を「

※確認を受けた建築物の計画の変更の場合及び建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更の場合は、変更、移転、修繕、模様替等に係る床面積の2分の1（床面積を増加する部分にあっては、増加する部分の床面積）を床面積とする。

建築物の確認（計画通知を含む。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定を要しない一戸建ての住宅の仕様基準の審査

申請部分の床面積の合計が

200㎡未満

1件につき

11,000

200㎡以上

1件につき

13,000

建築物の確認（計画通知を含む。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定を要しない共同住宅等の仕様基準の審査

申請部分の床面積の合計が

300㎡未満	1件につき	21,000
	き	
300㎡以上2,000㎡未満	1件につき	34,000
	き	
2,000㎡以上5,000㎡未満	1件につき	54,000
	き	
5,000㎡以上	1件につき	71,000
	き	

」に、「建築設備及び工作物の確認」を「建築設備及び工作物の確認（計画通知を含む。）」に、「建築物の完了検査」を「建築物の完了検査（計画通知を含む。）」に、「

	20,000
	25,000
	36,000
	63,000
	81,000
	150,000
	240,000
	470,000

」を「

	22,000
	32,000
	50,000

75,000
97,000
180,000
280,000
560,000

」に、「建築設備及び工作物の完了検査」を「建築設備及び工作物の完了検査（計画通知を含む。）」に、「中間検査の合格証交付を受けた建築物の完了検査」を「中間検査の合格証交付を受けた建築物の完了検査（計画通知を含む。）」に、「

24,000
35,000
61,000
78,000
140,000
230,000
460,000

」を「

27,000
42,000
73,000
93,000
160,000

	270,000
	550,000

」に、「建築物の中間検査」を「建築物の中間検査（計画通知を含む。）」に改める。

別表第2低炭素建築物新築等計画の認定審査手数料の項第2号ア（イ）中「15,000」を「16,000」に改め、同号ア（ウ）中「23,000」を「28,000」に改め、同号ア（エ）中「37,000」を「43,000」に改め、同表建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項第1号中「工場等」を「非住宅建築物のうち工場等」に改め、同号ア中（カ）を（キ）とし、（オ）を（カ）とし、（エ）を（オ）とし、同号ア（ウ）中「87,000」を「89,000」に改め、同号ア（ウ）を同号ア（エ）とし、同号ア（イ）を同号ア（ウ）とし、同号ア（ア）中「1,000㎡未満」を「300㎡以上1,000㎡未満」に改め、同号ア（ア）を同号ア（イ）とし、同号アに次のように加える。

（ア） 300㎡未満 18,000

別表第2建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項第1号イ中（カ）を（キ）とし、（オ）を（カ）とし、同号イ（エ）中「130,000」を「140,000」に改め、同号イ（エ）を同号イ（オ）とし、同号イ（ウ）中「94,000」を「95,000」に改め、同号イ（ウ）を同号イ（エ）とし、同号イ（イ）中「39,000」を「40,000」に改め、同号イ（イ）を同号イ（ウ）とし、同号イ（ア）中「1,000㎡未満」を「300㎡以上1,000㎡未満」に改め、同号イ（ア）を同号イ（イ）とし、同号イに次のように加える。

（ア） 300㎡未満 21,000

別表第2建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項第2号中「建築物の」を「非住宅建築物の」に改め、同号ア中（カ）を（キ）とし、（オ）を（カ）とし、同号ア（エ）中「280,000」を「290,000」に改め、同号ア（エ）を同号ア（オ）とし、同号ア（ウ）中「210,000」を「220,000」に改め、同号ア（ウ）を同号ア（エ）とし、同号ア（イ）を同号ア

(ウ)とし、同号ア(ア)中「1,000㎡未満」を「300㎡以上1,000㎡未満」に改め、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに次のように加える。

(ア) 300㎡未満 82,000

別表第2建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項第2号イ(カ)中「851,520」を「884,000」に改め、同号イ(カ)を同号イ(キ)とし、同号イ(オ)中「743,480」を「777,700」に改め、同号イ(オ)を同号イ(カ)とし、同号イ(エ)中「630,320」を「658,800」に改め、同号イ(エ)を同号イ(オ)とし、同号イ(ウ)中「519,800」を「531,700」に改め、同号イ(ウ)を同号イ(エ)とし、同号イ(イ)中「367,120」を「380,000」に改め、同号イ(イ)を同号イ(ウ)とし、同号イ(ア)中「1,000㎡未満」を「300㎡以上1,000㎡未満」に、「291,140」を「296,200」に改め、同号イ(ア)を同号イ(イ)とし、同号イに次のように加える。

(ア) 300㎡未満 236,400

別表第2建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項に次の2号を加える。

(3) 建築物の用途が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号に規定する住宅のうち一戸建ての住宅の場合 次に掲げる判定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 性能基準を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる床面積の合計区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 200㎡未満 32,000

(イ) 200㎡以上 36,000

イ 性能基準と仕様基準の併用を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる床面積の合計区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 200㎡未満 24,000

(イ) 200㎡以上 26,000

(4) 前号に掲げる以外の共同住宅等の場合 次に掲げる判定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 性能基準を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる床面積の合計区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300㎡未満 65,000

(イ) 300㎡以上2,000㎡未満 100,000

(ウ) 2,000㎡以上5,000㎡未満 180,000

(エ) 5,000㎡以上 260,000

イ 性能基準と仕様基準の併用を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる床面積の合計区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300㎡未満 48,000

(イ) 300㎡以上2,000㎡未満 80,000

(ウ) 2,000㎡以上5,000㎡未満 140,000

(エ) 5,000㎡以上 200,000

別表第2建築物エネルギー消費性能適合性判定の計画変更に係る審査手数料の項第1号中「工場等」を「非住宅建築物のうち工場等」に改め、同項第2号中「建築物の」を「非住宅建築物の」に改め、同項に次の2号を加える。

(3) 建築物の用途が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号に規定する住宅のうち一戸建ての住宅の場合 次に掲げる判定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 性能基準を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定 前項第3号アに規定する額の2分の1に相当する額

イ 性能基準と仕様基準の併用を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定 前項第3号イに規定する額の2分の1に相当する額

(4) 前号に掲げる以外の共同住宅等の場合 次に掲げる判定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 性能基準を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定 前項第4号アに規定する額の2分の1に相当する額

イ 性能基準と仕様基準の併用を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定 前項第4号イに規定する額の2分の1に相当する額

別表第2建築物エネルギー消費性能適合性に係る軽微変更証明の審査手数料の項第1号中「工場等」を「非住宅建築物のうち工場等」に改め、同項第2号中

「建築物の」を「非住宅建築物の」に改め、同項に次の2号を加える。

(3) 建築物の用途が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号に規定する住宅のうち一戸建ての住宅の場合 次に掲げる判定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 性能基準を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定 前項第3号アに規定する額と同額

イ 性能基準と仕様基準の併用を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定 前項第3号イに規定する額と同額

(4) 前号に掲げる以外の共同住宅等の場合 次に掲げる判定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 性能基準を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定 前項第4号アに規定する額と同額

イ 性能基準と仕様基準の併用を用いた建築物エネルギー消費性能適合性判定 前項第4号イに規定する額と同額

別表第2建築物エネルギー消費性能向上計画の認定審査手数料の項第1号ア

(イ) c (c) 中「25,000」を「25,500」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 一戸建ての住宅に係る申請 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 性能基準 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 200㎡未満 32,000

(b) 200㎡以上 36,000

b 性能基準と仕様基準の併用 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 200㎡未満 24,000

(b) 200㎡以上 26,000

c 仕様基準 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 200㎡未満 16,000

(b) 200㎡以上 18,000

別表第2建築物エネルギー消費性能向上計画の認定審査手数料の項第1号イ

(イ) a及びbを次のように改める。

- a 住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (a) 性能基準 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- i 200㎡未満 32,000
 - ii 200㎡以上 36,000
- (b) 性能基準と仕様基準の併用 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- i 200㎡未満 24,000
 - ii 200㎡以上 26,000
- (c) 仕様基準 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- i 200㎡未満 16,000
 - ii 200㎡以上 18,000
- b 共同住宅等の部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (a) 性能基準 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- i 300㎡未満 65,000
 - ii 300㎡以上2,000㎡未満 100,000
 - iii 2,000㎡以上5,000㎡未満 180,000
 - iv 5,000㎡以上 260,000
- (b) 性能基準と仕様基準の併用 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- i 300㎡未満 48,000
 - ii 300㎡以上2,000㎡未満 80,000
 - iii 2,000㎡以上5,000㎡未満 140,000
 - iv 5,000㎡以上 200,000
- (c) 仕様基準 次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- i 300㎡未満 31,000

- ii 3000㎡以上2,000㎡未満 53,000
- iii 2,000㎡以上5,000㎡未満 97,000
- iv 5,000㎡以上 140,000

別表第2建築物エネルギー消費性能向上計画の認定審査手数料の項第1号イ(イ) c (a) 中「80,000」を「82,000」に改め、同号イ(イ) c (d) 中「210,000」を「220,000」に改め、同号イ(イ) c (e) 中「280,000」を「290,000」に改め、同号イ(イ) d (a) 中「210,000」を「236,400」に改め、同号イ(イ) d (b) 中「260,000」を「295,200」に改め、同号イ(イ) d (c) 中「330,000」を「380,000」に改め、同号イ(イ) d (d) 中「480,000」を「531,700」に改め、同号イ(イ) d (e) 中「590,000」を「658,800」に改め、同号イ(イ) d (f) 中「700,000」を「777,700」に改め、同号イ(イ) d (g) 中「800,000」を「884,000」に改め、同表建築物エネルギー消費性能に係る認定審査手数料の項を削り、同表に次のように加える。

宅地造成及び 特定盛土等規 制法第18条 第1項又は第 37条第1項 の規定に基づ く宅地造成又 は特定盛土等 に関する中間 検査	中間検査を行う部分の土地 の面積の合計が 3,000㎡以内 3,000㎡を超え20 ,000㎡以内 20,000㎡を超え4 0,000㎡以内 40,000㎡を超え7 0,000㎡以内 70,000㎡を超え1 00,000㎡以内 100,000㎡超え	1件につき 1件につき 1件につき 1件につき 1件につき 1件につき	3,700 5,600 9,400 16,000 28,000 39,000
--	---	--	---

(那須塩原市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 那須塩原市手数料条例の一部を改正する条例(令和6年那須塩原市条例第

36号)の一部を次のように改正する。

別表第2の改正規定中「改め、同表建築物エネルギー消費性能に係る認定審査手数料の項中「第15条第1項」を「第14条第1項」に」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

議案 第11号

那須塩原市健康長寿センター条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市健康長寿センター条例の一部を改正する条例

那須塩原市健康長寿センター条例（平成17年那須塩原市条例第121号）の一部を次のように改正する。

別表第1入浴施設（浴室、脱衣室、リフレッシュルーム、大広間、和室）の項を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

利用区分	使用料
会議室、講座室、クッキングルーム、ボランティアルーム、リハビリ室、娯楽室	50円

備考

使用料について

- ・「会議室、講座室、クッキングルーム、ボランティアルーム、リハビリ室、娯楽室」1室1時間当たりとする。
- ・「会議室、講座室、クッキングルーム、ボランティアルーム、リハビリ室、娯楽室」を、営利を目的として利用する場合又は市外在住者が利用する場合は、この表に定める額に4を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案 第12号

那須塩原市国民健康保険条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

那須塩原市国民健康保険条例（平成17年那須塩原市条例第139号）の一部を次のように改正する。

第10条の2を削る。

附 則

この条例は、令和7年5月7日から施行する。

議案 第13号

那須塩原市介護保険条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市介護保険条例の一部を改正する条例

那須塩原市介護保険条例（平成17年那須塩原市条例第140号）の一部を次のように改正する。

目次中「

第3章 介護保険の運営（第17条—第22条）

第4章 指定地域密着型サービス事業者（第23条—第35条）

第5章 指定地域密着型介護予防サービス事業者（第36条—第40条）

」を「

第3章 介護保険の運営（第17条—第22条）

」に、「

第6章 地域支援事業（第41条—第45条）

第7章 地域包括支援センター（第46条—第49条）

第8章 指定介護予防支援事業（第50条・第51条）

第9章 指定居宅介護支援等の事業（第52条・第53条）

」を「

第4章 地域支援事業（第23条—第27条）

」に、「第10章」を「第5章」に、「第54条」を「第28条」に、「第58条」を「第32条」に改める。

第19条に次の1号を加える。

(3) 那須塩原市介護保険運営協議会規則（平成17年那須塩原市規則第95号）
第9条に掲げる事項

第19条に次の1項を加える。

2 前項第3号に規定する事項を審議する場合において、協議会は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66に規定する地域包括支援センター運営協議会とみなす。

第4章及び第5章を削る。

第6章中第41条を第23条とし、第42条から第45条までを18条ずつ繰り上げる。

第6章を第4章とする。

第7章から第9章までを削る。

第10章中第54条を第28条とし、第55条から第58条までを26条ずつ繰り上げる。

第10章を第5章とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案 第14号

那須塩原市環境基本条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市環境基本条例の一部を改正する条例

那須塩原市環境基本条例（平成17年那須塩原市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第7条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 気候変動影響に対する適応策及び緩和策を適切に講ずることにより、持続可能な社会を構築すること。

第7条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 廃棄物の減量及び資源とエネルギーの循環的利用の推進により、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。

(4) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。

第7条に次の1号及び1項を加える。

(5) 人と自然との豊かなふれあいを確保するとともに、那須塩原市の自然環境及び歴史的文化的な所産の保全に努め、良好な景観の形成を図り、及び質の高い環境を創造すること。

2 市は、市民及び事業者等（以下「市民等」という。）と連携し、ネイチャーポジティブ、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー等の施策を統合的に実施して相乗効果を発揮するとともに、ほかの施策と連携して多様な社会課題の

同時解決を図ることにより、持続可能な地域づくりにつなげるよう努めるものとする。

第8条第3項中「（以下「市民等」という。）」を削除する。

第22条を削り、第2章第3節中第21条を第22条とし、第12条から第20条までを1条ずつ繰り下げる。

第11条を削り、第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

（気候変動影響への対応）

第10条 市は、気候変動影響に対応するため、地域の実情に応じた適応策の導入及び地域と調和した再生可能エネルギーの利用促進等による脱炭素社会の構築に向けて、必要な施策を講ずるものとする。

（資源の循環的利用のための措置）

第11条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（那須塩原市環境影響評価条例の一部改正）

2 那須塩原市環境影響評価条例（令和2年那須塩原市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条」を「第14条」に改める。

議案 第15号

那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成17年那須塩原市条例第147号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号。以下「県条例」という。）その他の土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止を目的とする法令及び条例（以下「法令等」という。）と相まって」を削る。

第2条第1号中「たい積」を「堆積」に改め、同条第2号及び第3号中「1,000平方メートル」を「500平方メートル」に改める。

第5条の3第3項中「しない土砂等」の次に「及び改良土（土砂（泥土を含む。）又は建設汚泥にセメント又は石灰を混合し、化学的に処理したものをいう。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める小規模特定事業等の場合は、この限りでない。

第6条第2号中「たい積」を「堆積」に改め、同条第4号中「土壌汚染対策法」の次に「（平成14年法律第53号）」を加え、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う小規模特定事業（以下「小規模一時堆積事業」という。）のうち、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく許認可等がなされ、かつストックヤード運営事業者登録規程（令和5年国土交通省告示第157号）の登録を受けて行う小規模特定事業

第6条の2中「第10号」を「第8号」に、「第4号」を「第3号」に改める。

第7条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を削り、同条第2項中「他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う小規模特定事業（以下「小規模一時たい積事業」という。）」を「小規模一時堆積事業」に改め、同項第1号中「、第5号及び第8号」を「及び第5号」に改め、同項第3号中「たい積」を「堆積」に改め、同項第4号を削る。

第8条第1項第1号イ中「県条例」を「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号）」に、「3年」を「5年」に改め、同号口中「3年」を「5年」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、同条第2項第1号中「第6号」を「第5号」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項第4号及び第5号並びに前項第2号の規定は、土地改良法（昭和24年法律第195号）における土地改良事業又は規則で定める法令等に基づく許認可等を受けて行う行為若しくは当該法令等において許認可等を受けることを要しないとされる行為である場合は、適用しない。

第10条第2項第3号を削る。

第12条第1項第3号中「小規模一時たい積事業」を「小規模一時堆積事業」に改める。

第13条第1項本文中「検査」の次に「又は当該小規模特定事業区域の土壌地質検査」を加え、同項ただし書を削り、同条第2項ただし書中「当該水質検査を行うことができないと市長が認めたとき、又は当該地質検査」を「当該水質検査又は地質検査」に改める。

第13条の2中「周知させる」を「周知する」に改める。

第17条の2第2項第4号を削る。

第20条第2項各号列記以外の部分中「、小規模特定事業」を「、小規模特定事

業等」に、「が小規模特定事業区域」を「が小規模特定事業等に供する区域」に、「当該小規模特定事業に係る小規模特定事業区域」を「当該小規模特定事業等に供する区域」に、「又は当該小規模特定事業」を「又は当該小規模特定事業等」に改め、同項第1号中「当該小規模特定事業区域」を「当該小規模特定事業等に供する区域」に改め、同項第2号中「若しくは唆し、又は当該土砂等の埋立て等をすることを助けた者」を「唆し、又は助けた者」に改める。

第22条第1項中「限度において、土砂等の埋立て等を行う者」の次に「（土砂等を小規模特定事業区域に搬入した者又は土砂等の埋立て等をすることを要求し、依頼し、唆し、若しくは助けた者を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定によりされている許可については、当該許可に係る小規模特定事業が完了するまでの間、なおその効力を有するものとし、当該許可に係る小規模特定事業に関する旧条例第6条の2及び第8条から第22条までの規定の適用については、なお従前の例による。

議案 第16号

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

上記議案を提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(那須塩原市空き家等対策の推進に関する条例の一部改正)

第1条 那須塩原市空き家等対策の推進に関する条例（平成28年那須塩原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 管理不全空き家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。

第9条第1項中「法第22条第2項」を「法第13条第2項又は法第22条第2項」に改め、同条第2項中「特定空き家等」を「特定空き家等又は管理不全空き家等」に改める。

(那須塩原市空き家対策審議会条例の一部改正)

第2条 那須塩原市空き家対策審議会条例（平成28年那須塩原市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第13条第1項に規定する管理不全空家等に対する措置の方針に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第17号

那須塩原市企業立地審議会条例の廃止について

上記議案を提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市企業立地審議会条例を廃止する条例

那須塩原市企業立地審議会条例（平成29年那須塩原市条例第3号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（那須塩原市企業立地促進条例の一部改正）

2 那須塩原市企業立地促進条例（平成29年那須塩原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

（那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年那須塩原市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中企業立地審議会委員の項を削る。

議案 第18号

令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）

令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）を別冊のとおり提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第19号

令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第20号

令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第21号

令和6年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和6年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第22号

令和6年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第23号

令和6年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第4号）

令和6年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第24号

令和6年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第3号）

令和6年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第25号

令和7年度那須塩原市一般会計予算

令和7年度那須塩原市一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第26号

令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算

令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第27号

令和7年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第28号

令和7年度那須塩原市介護保険特別会計予算

令和7年度那須塩原市介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第29号

令和7年度那須塩原市温泉事業特別会計予算

令和7年度那須塩原市温泉事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第30号

令和7年度那須塩原市墓地事業特別会計予算

令和7年度那須塩原市墓地事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第31号

令和7年度那須塩原市水道事業会計予算

令和7年度那須塩原市水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第32号

令和7年度那須塩原市下水道事業会計予算

令和7年度那須塩原市下水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第33号

損害賠償の額の決定及び和解について

次の損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

1 事案の概要

那須高林産業団地の分譲済み区画において出土した地中障害物に係る撤去費用等の損害を与えたもの

2 損害賠償の額 28,545,000円

3 和解の内容

- (1) 市は、相手方に対し、損害賠償金の支払義務があることを認め、市議会の議決後に相手方からの請求書を受領した日から30日以内に指定の口座へ振り込む。
- (2) 市及び相手方は、本件に関し、損害賠償金以外に何らの債権債務のないことを確認し、互いに何らの請求をしない。

4 相手方 ○○○○
○○○○

議案 第34号

那須塩原市DX推進戦略について

那須塩原市DX推進戦略を別冊のとおり定めることについて、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第35号

第3期那須塩原市子ども・子育て未来プランー那須塩原市こども計画ーについて

第3期那須塩原市子ども・子育て未来プランー那須塩原市こども計画ーを別冊のとおり定めることについて、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第36号

那須塩原市都市計画マスタープランについて

那須塩原市都市計画マスタープランを別冊のとおり定めることについて、那須塩原市議会基本条例（平成24年那須塩原市条例第1号）第11条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

報告 第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月16日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年10月30日、那須塩原市〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 624,723円
- 2 和解の内容 相手側車両の損害額は624,723円とし、過失割合は市側が100パーセントとする。
市は、上記損害額を相手側車両の修理先等に支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 那須塩原市〇〇
〇〇 〇〇

報告 第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月21日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

専決処分 第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月30日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

損害賠償の額の決定及び和解について

令和6年6月28日、那須塩原市〇〇地内において発生した事故による相手側車両の損傷について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

- 1 損害賠償額 397,950円
- 2 和解の内容 相手側車両の損害額は397,950円とし、過失割合は市側が100パーセントとする。
市は、上記損害額を相手方及び相手方が加入する保険会社等に支払う。
今後いかなる事情が発生しても、本件については、双方とも異議の申立て、訴訟等を一切しない。
- 3 相手方 栃木県大田原市〇〇
〇〇 〇〇